

宮若市建設工事工事成績評定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮若市が発注する建設工事に係る工事の成績評定（以下「評定」という。）の実施に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、宮若市が発注する建設工事（以下「工事」という。）とする。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況及び目的物の品質等について行うものとする。

(評定者)

第4条 工事成績の評定は、宮若市公共工事検査要綱第2条により任命された検査員が行なうものとする。

(評定の方法等)

第5条 評定は、工事ごと及び評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 工事成績の評定は、検査員は完了検査を実施したときに、その他の評定者は完了検査前までに行わなければならない。なお、手直し工事の指示事項があった場合の再検査後は、再度評定しないものとする。

3 工事成績の評定は、「工事成績採点表」（様式第1号その1又は様式第1号その2）により行うものとする。ただし、1件の請負金額が130万円以下の工事又は工事内容が第5条第5項の採点項目に適合しない工事は、工事成績評定表（様式第1号その1-3）により行うものとし、宮若市公共工事検査要綱第2条第3号で定める検査員が行うものとする。

4 細目別評定点の算出は「細目別評定点採点表」（様式第2号）によるものとする。

5 評定にあたって、「建築及び建築設備工事を除く全ての工事」の工事成績の評定者は「採点項目表（完成・一部完成）」（様式第3号その1）又は「採点項目表（中間）」（様式第3号その2）、「建築及び建築設備工事」の工事成績の評定者は、「採点項目表（完成・一部完成）」（様式第3号その3）により評価の判定を行うものとする。さらに、その評定の結果を「工事成績項目別判定表（完成・一部完成）」（様式第4号その1-1）又は「工事成績項目別判定表（中間）」（様式第4号その2）、「建築及び建築設備工事」の工事成績の評定者は、「工事成績項目別判定表（完成・一部完成）」（様式第4号その1-2）にそれぞれ記入し押印するものとする。また、工事における「高度技術」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を書類にて提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

6 評定の結果は、工事成績評定表（様式第5号その1。以下「評定表」という。）に記載するものとする。

(評定の時期)

第6条 検査員である評定者は検査を実施したときに、その他の評定者は工事が完成したときに、それぞれ評定を行うものとする。

(評定表の提出)

第7条 評定者は、評定を終了したときは、速やかに、契約担当課に工事成績評定結果提出書（様式第6号）及び添付書類を提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第8条 契約担当課は、評定者から評定表の提出があったときは、速やかに、当該工事の請負者に対して、工事成績評定通知書（様式第7号その1）に項目別評定点（様式第5号その2-1）、「建築及び建築設備工事」にあつては（様式第5号その2-2）を添付して、評定の結果を通知するものとする。

2 評定の通知を行った後、正当な理由により評定を修正した場合は速やかに、工事成績評定通知書（様式第7号その2）に項目別評定点（様式第5号その2-1）、「建築及び建築設備工事」にあつては（様式第5号その2-2）を添付し請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 前条の規定により通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から14日（宮若市の休日を定める条例（平成18年2月11日条例第2号）第2条に規定する休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内に、工事成績評定結果説明請求書（様式第8号）により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、当該請求を受けた日の翌日から起算して14日以内（市の休日を除く。）に、工事成績評定に係る説明書（様式第9号）により回答するものとする。

3 工事成績評定結果説明請求に基づく回答については、工事監督担当課が作成し、関係部署において協議するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年9月3日から施行する。

様式目次

様式第1号その1-1	工事成績採点表〔完成・一部完成〕	第5条第3項
様式第1号その1-2○	工事成績採点表〔完成・一部完成〕	第5条第3項
様式第1号その1-3	工事成績評定表	第5条第3項
様式第1号その2-1	工事既済部分〔中間〕検査採点副表	第5条第3項
様式第2号-1	細目別評定点採点表	第5条第4項
様式第2号-2○	細目別評定点採点表	第5条第4項
様式第3号その1	採点項目表〔完成・一部完成〕	第5条第5項
様式第3号その2	採点項目表〔中間〕	第5条第5項
様式第3号その3○	採点項目表〔完成・一部完成〕	第5条第5項
様式第4号その1-1	工事成績項目別判定表〔完成・一部完成〕	第5条第5項
様式第4号その1-2○	工事成績項目別判定表〔完成・一部完成〕	第5条第5項
様式第4号その2	工事成績項目別判定表〔中間〕	第5条第5項
様式第5号その1	工事成績評定表	第5条第6項
様式第5号その2-1	項目別評定点	第8条第1項
様式第5号その2-2○	項目別評定点	第8条第1項
様式第6号	工事成績評定結果提出書	第7条
様式第7号その1	工事成績評定通知書	第8条第1項
様式第7号その2	工事成績評定通知書（修正）	第8条第2項
様式第8号	工事成績評定結果説明請求書	第9条第1項
様式第9号	工事成績評定に係る説明書（回答）	第9条第2項

*様式番号末尾○表示＝建築工事等様式

*様式第6号～様式9号＝土木工事等・建築工事等共通様式